

告 示

埼玉県告示第四百九十六号

平成二十二年埼玉県告示第五百二十七号（埼玉県立精神保健福祉センター条例別表第一に規定する知事が別に定める額について）の一部を次のように改正し、令和元年十月一日から施行する。

令和元年九月二十七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

表身体検査（試験検査を除く。）の項中「三、〇四〇円」を「三、一六〇円」に改め、同表の備考中「二、二一〇円」を「二、二五〇円」に、「八一〇円」を「八二〇円」に改める。